

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	恵庭市 健康増進 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項、第19条の2に基づく健康増進事業として、健康教育、健康相談、訪問指導、特定健康診査・健康診査、保健指導、がん検診など市民の健康増進を目的とした保健事業の実施に関する事務
③システムの名称	(1)健康管理システム(2)団体内統合宛名システム(3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市総務部情報政策室情報政策課 千061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市保健福祉部保健課 061-1442 恵庭市緑町2丁目1番1号 0123-25-5700
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更（Ⅰ－５－②）評価実施機関における担当部署② 所属長→所属長の役職名	保健課長 武田 惣一	保健課長		様式の変更による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和4年3月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による。
令和4年3月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版による。
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条 第1項、別表第一 76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表111の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅳ8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加